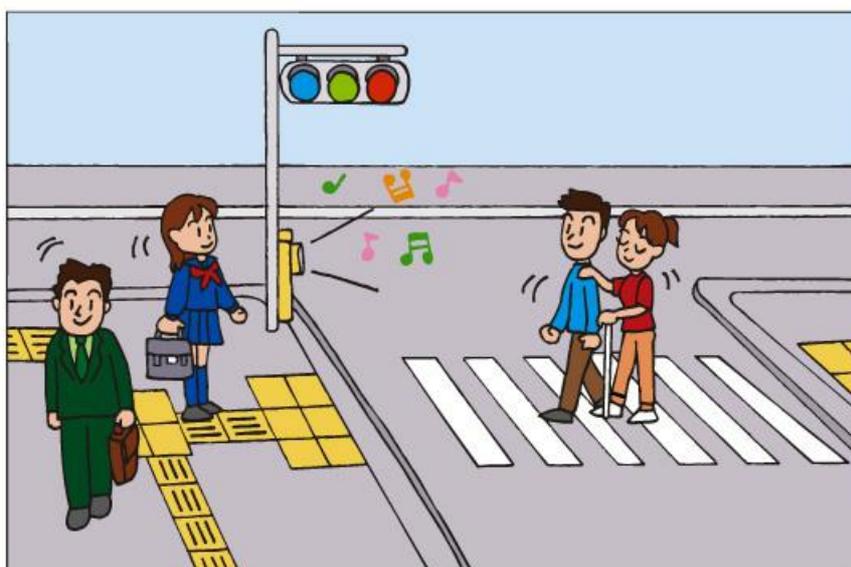


# 移動支援事業

## 利用のガイドライン



令和6年11月



帯広市 市民福祉部

福祉支援室

障害福祉課

こども福祉室

子育て支援課

# はじめに

---

障害のある方の移動支援事業は、平成18年の障害者自立支援法の施行により、地域生活支援事業の必須事業となりました。さらに、平成24年には、障害者自立支援法が改称・改正され、障害者総合支援法とされるとともに、地方自治体は、障害のある方の社会参加の機会及び地域社会での生活の確保に向けて、移動支援事業を効果的・効率的に取り組むこととされました。



帯広市においては、障害のある方が地域で安心して自立した生活を送るため、本市の地理的状況や社会的資源の状況を踏まえて外出の支援に取り組んできており、これまで、事業内容の充実や制度の周知に努めてきたところです。



こうした中、サービスを利用する方や、サービス提供事業者、相談支援専門員の皆さまからさまざまなご質問等を頂いていることから、その内容をQ&A形式にまとめるなど、既存のガイドラインの見直しを図ったものです。

サービス提供事業者や、相談支援専門員等の皆さまにおかれましては、このガイドラインを参考にしていただきながら、引き続き、円滑な事業運営にご協力をお願いいたします。

## 目次

---

1	移動支援事業の目的・内容	3P
2	移動支援事業の対象者	3P
3	実施方法	4P
	1) 個別支援型	
	2) グループ支援型	
	3) 車両移送型	
4	外出の範囲	4P
	1) 対象となる外出の範囲	
	2) 対象とならない外出の範囲	
5	支給決定の基準時間	7P
6	サービスの内容	7P
	1) 移動支援の対象と考えられる事例	
	2) 移動支援に含まれないと考えられる事例	
7	その他の留意事項	7P
8	児童における移動支援の考え方	8P
	1) 未就学児童について	
	2) 就学児童について	
9	移動支援事業に関するQ&A	9P
10	移動支援事業費用額単価表等	15P
	1) 移動支援事業費用額単価表	
	2) 日中時間帯以外の加算の算定	
	3) 様式等	

## 1 移動支援事業の目的・内容

移動支援事業は、屋外での移動が困難な身体・知的・精神障害者、障害児及び障害者総合支援法で指定された難病患者（児）に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

この事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援するものです。

## 2 移動支援事業の対象者

事業の対象者は、帯広市に居住（居住地特例対象者を除く）し、次の状態にある方で、障害によって単独での外出における移動に著しい制限があるため、全面的または部分的な支援を必要とし、かつ介護者（保護者）により適切な介護を受けることが出来ない場合に利用できます。

障害種別	対象要件	備考
身体障害者（児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重度の視覚障害（※1） 身体障害者手帳を所持し、視覚障害の障害程度等級が1級もしくは2級、または同程度の状況にある方</li> <li>■ 全身性障害（※2） 身体障害者手帳を所持し、肢体障害の障害程度等級が1級に該当する方であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する方、又はこれに準ずる方及び重度訪問介護の対象になる方で、立位保持をして歩行が困難であるため屋外移動について車いすを必要とする方</li> </ul>	<p>（※1）障害福祉サービスの同行援護が優先されます（グループ支援型、車両移送型の利用を除きます）。</p> <p>（※2）重度訪問介護の支給決定を受けて重度訪問介護の移動介護を利用できる場合は除きます。</p>
知的障害者（児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 療育手帳を所持している方</li> <li>■ 児童相談所又は知的障害者更正相談所で知的障害者（児）との判定を受けた方</li> </ul>	行動援護・重度訪問介護を利用できる場合は除きます。
精神障害者（児）	<p>精神障害者であって、一人での外出が困難（不安、妄想等により公共交通機関等の利用や各種手続きを一人で行うのが困難等）で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 精神障害者保健福祉手帳を所持している、または同程度の状況にある方（※3）</li> <li>■ 精神障害を事由とする年金や特別障害給付金を受給している方</li> <li>■ 自立支援医療（精神通院）受給者証を所持している方</li> </ul>	<p>行動援護・重度訪問介護を利用できる場合は除きます。</p> <p>（※3）発達障害等、医師の診断書による、国際疾病分類ICD-10コードにより、精神障害者であることが確認できる場合。</p>
難病患者等	障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病に罹患されている方（児童を含む）	重度訪問介護を利用できる場合は除きます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特別支援学級や特別支援学校に在籍している、または通級指導教室で指導を受けている児童</li> <li>■ 特別児童扶養手当の支給対象となっている児童</li> </ul>	行動援護・重度訪問介護を利用できる場合は除きます。

### 3 実施方法

支給決定を受け受給者証の交付を受けた障害者（児）が、事業者からサービスの提供方法等の説明を受けた上で利用契約を締結し、サービスを利用していただきます。サービスには「個別支援型」「グループ支援型」「車両移送型」の3種類があります。

#### 1) 個別支援型

1人の障害者（児）に対して、サービス提供者が1対1で移動支援を行います。

#### 2) グループ支援型

屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援です。1人のサービス提供者が、複数の利用者を連れて映画を見に行く時などの送迎支援です。

障害区分（※）に応じて、サービス提供者1人に対して最大3名まで利用可能です（Q23参照）。

（※）移動支援事業費用額単価表の区分による。

#### 3) 車両移送型

短期入所を利用する際の送迎支援です。原則として、移動の方法は徒歩又は公共交通機関（バス・列車・タクシー等）を利用するものとします。

なお、従事者自らが車を運転する場合は、運転している間は障害者（児）を介護することはできないため、運転時間は移動支援事業の利用時間から除かれます。

### 4 外出の範囲

外出の範囲については、福祉目的として提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として1日の範囲内で用務を終えることが可能なものが移動支援の対象となります。

#### 1) 対象となる外出の範囲

事由	外出内容	外出先の例
社会生活上必要 不可欠な外出	行政機関における諸手続き、相談、選挙の投票等（※1、2）	市役所、警察署、裁判所等の官公庁、投票所等
	金融機関の利用	銀行、信用金庫、郵便局等
	冠婚葬祭への出席（※2）	結婚式、葬式、法事、お墓参り、地域のお祭り等
	入退院の手続き、お見舞い（※2）	病院等
余暇活動等の社会参加のための 外出	自己啓発や教養を高めるもの（※3）	講演会、研修会、美術館、博覧会、観劇、文化教養講座、児童会館等
	体力増強や健康増進を図るもの（※4）	トレーニングジム、プール、体育館、競技場等
	生活の内容の充実・質の向上に資するもの	外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、カラオケ、コンサート、ボウリング、動物園、理容院、美容院等

余暇活動等の社会参加のための外出	買物（※5）	商店、デパート等（本人同伴による個人の嗜好による買物（衣類・雑貨・本・CD等））
	その他	障害者団体等が主催する福祉大会等への参加、各種行事への参加、地域活動支援センター等の見学（※6）

- （※1） 障害福祉サービス（介護保険対象者は介護保険）における「居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助）」の対象となる方は、その利用が優先されます。また、重度訪問介護、行動援護、同行援護が該当する場合も同様です。
- （※2） 児童の場合 基本的に保護者が行う事柄であり移動支援の対象となりません。ただし、児童と同伴で公的な機関等に出向く必要があり、児童の障害の状況から、保護者に加えて支援者が同行することが必要な場合のみ、移動支援の対象と認められます。
- （※3） 自身の教養を高めたり、見聞を広げたりすることを目的とするものは認められますが、学習塾のような定期的かつ長期にわたるものは認められません。  
利用者の社会参加を促進する観点から必要と認められる場合に限り、サービス提供者を確保することが可能なときは、原則1泊2日を上限に移動支援の対象とすることができます。児童は対象外です。また、その都度事前申請が必要です。
- （※4） 健康の維持や体力の増強を図るなど、身体を動かすことを目的とするものは認められますが、スイミングスクールのような定期的かつ長期にわたるものは認められません。
- （※5） 食材料等の日常生活に不可欠な買物の代行は居宅介護の家事援助の対象となります。
- （※6） 「居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）」の対象となる方の指定相談支援事業所への相談や指定障害福祉サービス事業所の見学は、その利用が優先されます。

## 2) 対象とならない外出の範囲

事由	外出内容	外出先の例
経済的活動に係る外出	収入を得ることを目的とする外出	通勤先、営業活動、収入を得るために関係する研修会等の参加、謝金を受け取る講演会講師等
通年かつ長期にわたる外出 (※1)	通学、通所、学童保育への送迎、通園	保育所、幼稚園、各種養護学校、各種専門学校、職業訓練校、小中高大学、障害者・児施設等、小規模作業所、学習塾、スイミングスクール等週単位・月単位で利用日が定められて利用するもので、期間が長期にわたるものは認められません。(※2)
本制度を利用することが適当でない外出	宗教活動、選挙運動等の政治活動	布教活動、勧誘、選挙運動等の活動
	公序良俗に反する場所	公序良俗に反する場所への移動は認められません。
	その他	ギャンブルなど社会生活上必要不可欠とは認められない場所や、社会通念上、適当でないと判断される場所への移動は認められません。

(※1) 通年とは1年を通じて定期的に外出支援が必要な場合で、長期とは概ね3か月を超える期間を継続する場合です。

(※2)

障害者（児）が施設・学校に通う時に、保護者や家族などの介護者が、就労、疾病、障害、他の親族の介護、または同等と認められる状況で付き添えず、なおかつ、他の方法で通所や通学ができない場合、移動支援の利用が認められる場合がありますので、子育て支援課、障害福祉課にご相談ください。

移動支援の利用が認められる場合は、保護者の状況を示すもの（診断書、就労証明書、障害者手帳の写し等）を提出してください。

特別支援教育就学奨励費の通学費を受けている場合は併給できません。通学費か移動支援どちらかを選択することになります。

※ 支給量は最大46回分（平日が23日として往復）とします。支給基準とは別に、1回30分、最大23時間として支給決定します。なお、通所・通学のために支給された時間より少なく利用した月があっても、それを通所・通学以外に利用することはできません。

## 5 支給決定の基準時間

---

〔支給基準：20時間／月〕

原則として支給基準の範囲内で、本人の障害の状態や、介護者の状況、利用目的等を考慮し、帯広市が必要と認めた時間数の支給決定を行います。

障害福祉サービスを利用している場合は、他のサービス時間との調整が必要となるためサービス等利用計画への位置づけが必要となります。

また、介護保険利用の場合も介護支援専門員が作成する居宅サービス計画等への位置づけが必要となります。

なお、この基準は、平成19年中で最も利用の多い8月の利用実績において、86%が20時間以内の利用であり、平均が15.8時間であったことから平成20年に設定し、令和2年度の平均利用時間も同程度であることから、基準時間としたものです。ただし、代替できるサービスがない等、状況により移動支援の利用が認められる場合がありますので、子育て支援課、障害福祉課にご相談ください。

## 6 サービスの内容

---

移動支援事業で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助です。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

### 1) 移動支援の対象と考えられる事例

- ① 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、手荷物の準備等）
- ② 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ③ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- ④ 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、切符購入の手続き等）
- ⑤ 外出から帰宅した直後の対応支援（手荷物整理等）

### 2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- ① 別室で待機しているなど単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- ② 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- ③ 移動支援事業所等が企画するイベントへの参加等
- ④ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として「預かり行為」を行う場合（外出支援を目的としない、保護者のレスパイトを目的とした外出）
- ⑤ マラソンの伴走、スキー滑走、水泳等をヘルパーと一緒にいる場合

## 7 その他の留意事項

---

- ① 報酬を算定する場合は、ヘルパーが常時支援できる状況にあることが必要です。運転手がヘルパーを兼ねて移動する場合には算定の対象外となるため、外出の準備や乗降介助等の時間のみを算定してください。なお、この場合には、移動中に利用者の安全を確保していることが必要です。
- ② 移動支援事業所又はヘルパーの車を用いて移動する場合には、利用者から運送に係る実費（ガソリン代等）以外に反対給付（運送に対する人件費等）として金銭を収受しようとする場合は、別途、道路運送法上の許可等が必要となります。
- ③ 1日に複数回の移動支援を利用した場合の算定は、居宅介護の所要時間の算定に準じます。

## 8 児童における移動支援の考え方

児童の移動支援は「保護者が付き添うことができない場合」を要件とし、具体的には保護者の疾病、出産、就労を想定していますが、個別の事情もあることから、その理由について特に限定していません（通学の場合を除く）。

障害を起因とするニーズなのかどうかを考慮し、移動支援事業の対象か否かを判断します。移動支援は障害があるために、障害のない子どもと比べて、日常生活において外出に支障がある部分を支援するものです。

### 1) 未就学児童について

原則として、移動支援は認められません。障害のない児童でも、外出には保護者の監督が必要であることから、移動支援の対象とはなりません。

ただし、非常に多動な児童や大人並みの体格の児童などについては、未就学児であっても、個別に検討しますので子育て支援課にご相談ください。

### 2) 就学児童について

個々の保護者の付き添いが求められていない行事等への参加については、移動支援の利用を認めます。

ただし、保護者の付き添いが求められている場合に、移動支援での介助及び見守りで保護者を代理することは認められません。

#### 【 保護者が付き添うことができない場合 】

障害児とヘルパーの2人での移動（個別支援型）となります。この場合、障害のない児童が一人で行動することと同様であり、ヘルパーが保護者の代理となることはできません。

#### 【 保護者が付き添っても認められる場合 】

- ① 保護者が障害児1名、その兄弟の健常児1名を連れて外出する際に、障害のある児童の介護を十分にできないことから、介護補助してもらう場合。
- ② 保護者と障害のある児童1名の外出で、児童が小学校高学年になり体格が良くなった上に多動や他害行為が頻繁にあり、保護者一人で付き添うことが難しい場合。

#### 【 通学について 】

- ① 両親の就労に伴い通学につき添えない場合  
両親が就労しており、出勤や就労時間と通学が重なるために障害児の通学につき添えない場合、両親それぞれの就労証明により利用可能です。ただし、両親の代わりに他の家族等が付き添うことができる場合は除きます。
- ② 両親のどちらかに障害や疾病があり、もう一人が就労で通学につき添えない場合  
障害や疾病については障害者手帳や病院の診断書等により、また、就労により通学につき添えない場合については就労証明により、出勤や就労時間と通学が重なることを確認できれば利用可能です。  
ただし、両親の代わりに他の家族等が付き添うことができる場合は除かれます。

## 9 移動支援事業に関するQ&A

### Q1 障害者が通学する場合

18歳になり専門学校に通学することになりました。両親が就労しており、朝早く出勤しなくてはならないため、障害者に付き添えない場合は利用できますか。

- A 就労証明により、通学時間に対応できないことが確認できれば利用可能です。8ページの【通学について】に準じます。

### Q2 ひとり親家庭で、母が足を怪我したために動けない場合

ひとり親家庭で、施設・学校等のバスに障害者（児）を乗せるために母が付き添っていましたが、足を怪我したため2週間動けなくなりました。その間利用できますか。

- A 母親の怪我が回復するまで利用可能です。ただし、母親の代わりに他の家族等が付き添うことができる場合は除きます。

### Q3 多動行動がある対象者の母が、手を怪我したために行動を制御できない場合

ひとり親家庭で、施設・学校等のバスに障害者（児）を乗せるために母が付き添っていましたが、手を怪我したため治癒まで2週間を要します。対象者は多動性が強く、行動を制御できないため、怪我が治癒するまで利用できますか。

- A 母親の怪我が治癒するまで利用可能です。介助者が適切な介助をできない場合や、対象者の状況に応じて保護者の付き添いが不可能な場合は認められます。この場合は介助者のみの場合でも、保護者が同伴する場合でも構いません。ただし、行動援護が該当する場合は、行動援護が優先されます。

### Q4 施設や学校行事での外出について

施設や学校行事（遠足、社会見学、実習等）で外出する場合に、移動支援を利用できますか。

- A 施設・学校行事については、授業等の一環であり、監督責任は施設や学校にあることから、移動支援は対象外となります。

### Q5 家族会や保護者会、PTAが主催する行事について

家族会や保護者会、PTAが主催する行事に障害児等が参加する場合、移動支援を利用できますか。

- A 施設や学校が行う行事とは別のものであることから、社会参加の一環として移動支援は認められます。ただし、小学生以下で保護者同伴が必須である場合に、ヘルパーを保護者の代わりとして参加することは認められません。

## Q6 介護保険対象の視覚障害者の院内介助について

介護保険の対象となる視覚障害1級の方が、総合病院の待合など本人が院内移動をする際に、単独では危険や不安を伴うと判断される場合において、移動支援の利用ができますか。

- A 平成23年10月から、視覚障害により移動に著しい困難がある方に対し、外出時において「同行援護」のサービスが利用できるようになったことから、移動支援より「同行援護」の方が優先されます。

また、平成23年10月以前より移動支援を利用している場合で、利用している事業所が「同行援護」の指定を受けていない場合は、継続利用が可能です。

### 【 同行援護のサービス内容 】

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において、代筆や代読を含む必要な視覚的情報の支援
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排せつや食事等の介護やその他外出する際に必要となる援助

## Q7 介護保険対象の院内介助の利用について

介護保険の身体介護で通院の支援を受けていますが、院内介助に移動支援を利用できますか。

- A 院内介助についても介護保険の身体介護で対応可能であるため、院内介助に移動支援を利用することはできません。

## Q8 障害福祉サービスの通院等乗降介助を利用しており、院内介助が必要になった場合

障害福祉サービスの通院等乗降介助を利用していましたが、院内介助が必要になったため、院内介助を移動支援で利用できますか。

- A 病院内の移動等の介助は、基本的には病院スタッフにより対応されるべきものですが、本人の障害特性や、病院スタッフでは対応が難しいなど、やむを得ない事由により院内介助が必要な場合は「居宅介護（通院等介助）」の利用が可能ですので、担当の相談支援専門員にご相談ください。

## Q9 日中一時支援事業を利用しています。移動支援事業の利用もできますか。

平日に日中一時支援を利用し、土曜日にCDやゲームの買物に行くときに、移動支援事業を利用しています。日中一時支援を利用中に移動支援で買物に行くことができますか。

- A 日中一時支援事業を利用中に買物で移動支援を利用することはできません。また、日中一時支援利用中の散歩やプールへ行くなどの場合は、日中一時支援事業で対応することになりますので、移動支援の対象とはなりません。利用時間が重複してなく、日中一時支援が終了してから買い物等で移動支援を利用して帰宅する場合は利用できます。この場合、日中一時支援による送迎は対象外となります。



**Q10 移動支援でプールを利用できますか。**

移動支援を利用してプールに行く場合、プール内の介助も移動支援として利用できますか。

- A 移動支援の対象は、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排泄等の介助や、危険回避のための必要な支援となります。
- したがって、プール内であっても、移動の対象となる支援を行なった場合は算定対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為は、移動支援の対象とすることはできません。

**Q11 年齢の制限はありますか。**

移動支援の利用にあたって、年齢による制限はありますか。

- A 年齢の制限はありませんが、移動支援は対象者の外出支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。
- したがって、未就学児等であって、障害の有無にかかわらず単独での外出が見込まれない場合（例えば6歳の児童が単独で病院やデパートに行くことなど）は、原則、移動支援の対象となりません。
- また、年齢制限（プール、映画館等）が設けられている施設で、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません（障害の有無にかかわらず、保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の対象となりません）。
- ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障害状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障害等により移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても、移動支援の利用が可能です。

**Q12 家族が不在なので、子どもを遊びに連れて行ってもらうために利用できますか。**

家族が不在なので、幼児・学齢児を遊びに連れて行ってもらうため、移動支援を利用できますか。

- A 支援が障害を持つことに起因しているわけではなく、子育てにかかわるニーズと判断しますので、利用は認められません。

**Q13 短期入所の行き帰りに、移動支援が利用できますか。**

短期入所の行き帰り、また、短期入所中の外出において移動支援が利用できますか。

- A 基本的に、短期入所を利用する際の送迎は、短期入所事業者による送迎支援が利用できます。しかし、短期入所事業者が送迎を実施していない場合かつ、家族等の介護者が送迎できない場合は、移動支援を利用することができます。
- ただし、この場合のサービス提供事業者は、帯広市の車両移送型移動支援事業者として指定を受けている事業者に限ります。また、短期入所中の外出における移動支援は利用できません。

**Q14 講演会の講師として出席するために移動支援事業を利用できますか。**

講演会の講師の依頼がありました。一人で行くことができないため、移動支援を利用できますか。

- A 講師として謝礼がある場合は、有給の仕事であるとみなされ、営業活動の一環となるため認められません。ただし、無償の場合は単に参加となるため認められます。

**Q15 会社等への出勤に移動支援を利用できますか。**

無償の法人（法人格を有し営利・非営利を問わない）役員ですが、事務所に行くために移動支援を利用できますか。

- A 無償であっても勤務であることから、会社・団体等が社会活動や経済活動を行う一翼を担っており、通年かつ長期にわたるため認められません。  
ただし、非常勤であり、通年かつ長期にわたらない場合は勤務状況により認められる場合がありますので、障害福祉課へご相談ください。

**Q16 自宅以外の場所から利用することはできますか。**

家族が運転する車で駅に行き、ヘルパーと待ち合わせをして移動支援を利用できますか。

- A 移動支援の出発地は自宅に限定されていないので、外出先で移動支援が必要な場合に、現地でヘルパーと待ち合わせて、移動支援を行うことは認められます。ただし、外出先で移動の支援が必要ではなく、単に見守る行為のみである場合は認められません。

**Q17 車代は、移動支援事業としてサービス提供されるのでしょうか。**

ヘルパー自らが運転するサービス提供事業者の車を使って移動支援事業を利用した場合の車代は、移動支援事業としてサービス提供されるのでしょうか。

- A 車代は、サービス提供の対象外になります。福祉有償運送等、道路運送法上の許可を得た事業者でなければ、利用者から反対給付（運送に対する人件費等）として金銭を請求することはできません。ただし、利用者から運送に係る実費（ガソリン代等）を請求する場合には道路運送法上の許可等は不要です。  
また、ヘルパー自らが運転している間は、サービスを提供していないため、サービス提供時間から除いて費用を算定することになります。  
なお、タクシーや路線バスなどに乗車中の場合は、サービス提供ができる状態であるため、乗車時間を含めて算定することができます。

**Q18 入退院時に利用できますか。**

入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

- A 入退院時であっても、移動等に支援が必要な場合は、移動支援の利用は可能です。ただし、「居宅介護（通院等介助）」の利用が可能な方は、その利用が優先されます。  
なお、乗車前後の介助や乗降車の介助を含まない単なるタクシー代わりの利用は該当しません。また、入院中や施設入所（短期入所中を含む）中の方は、外泊中や一時帰宅中であっても、「在

宅生活を行なっている方の社会生活上必要な外出支援」に該当しないため、移動支援は認められません。

**Q19 病院や施設に入院中・入所中の場合に利用できますか。**

施設入所（障害者総合支援法及び介護保険法に基づく入所施設等）中の方が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

- A 移動支援は、在宅生活を行なっている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、入院中や施設入所（短期入所含む）中の方は、外泊中や一時帰宅中であっても移動支援を利用することはできません。

**Q20 グループホーム入居中に移動支援を利用できますか。**

グループホームに入居しています。CDを購入したいので、買物に行くために移動支援を利用できますか。

- A 移動支援対象者で、帯広市の支給決定でグループホームに入居している方も、移動支援の利用は可能です。ただし、通院の介助については、認められません。  
なお、「居宅介護（通院等介助）」の利用が認められる場合がありますので、担当の相談支援専門員に相談してください。

**Q21 事業者が所有する車を利用し、移動支援の提供を受けることはできますか。**

事業者が所有する車をヘルパーに運転してもらい、移動支援を利用することはできますか。

- A 事業者等の車両を用いて、移動支援を行うことは可能です。ただし、利用者から運送に係る実費（ガソリン代等）以外に反対給付（運送に対する人件費等）として金銭を収受しようとする場合は、別途、道路運送法上の許可等が必要となります。  
なお、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われている状態とはみなせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなります。

**【例】 13：00～16：00までのサービス提供の場合**

- ① 13：00～13：30 外出のための準備及び車両への乗車介助
- ② 13：30～14：00 運転中（◆ 算定対象外）
- ③ 14：00～15：00 降車介助、目的地での介助、乗車介助
- ④ 15：00～15：30 運転中（◆ 算定対象外）
- ⑤ 15：30～16：00 降車介助及び更衣介助

上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は3時間ですが、そのうち1時間は運転中であり、介助を行っている状態とはみなせないため、算定対象外となります。したがって、算定できる時間数は2時間となります。

## Q22 複数の目的地がある場合はどのように利用することになりますか。

1回の移動支援で複数の目的地への外出はできますか。

- A 対象の範囲の移動であれば、複数の目的地に行くことに制限はありません。  
ただし、一連の外出の中で、1箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。  
また、複数箇所に行く場合は、1箇所ずつ個別に算定するのではなく、Q21のとおり、合計時間での算定となります。

## Q23 グループ支援型の利用方法について

グループ支援の利用希望があった場合は、どのような提供方法になりますか。

- A グループ支援型は、複数の利用者に対して同時に支援を行うため、個別支援型より高度な支援能力が求められます。また、利用者が突然路上に飛び出す恐れがある場合など、障害特性によっては、グループ支援になじまないこともあります。したがって、事業所が適切なサービス提供が可能と判断した場合のみ実施することとなります。  
なお、移動支援の区分が1の場合はサービス提供者1人に対し利用者3人まで、区分2の場合はサービス提供者1人に対し利用者2人までです。区分3及び全身性の場合は個別支援型の利用を想定していますが、区分3に該当する者は利用者本人と事業者の双方が可能と判断した場合には区分1又は区分2のグループ支援型を利用することができます。

## Q24 帯広市内から市外の学校への通学に移動支援は利用できますか。

近隣の寄宿舍がある学校に通学することが決まりました。寄宿舍を利用しないで、移動支援を利用して通学したいと考えていますが利用可能ですか。

- A 通学時の移動支援の利用については、原則として市内に限定しています。ただし、寄宿舍等が無い近郊の町村に通学し、8ページの「通学について」に該当する場合等は、ご相談ください。

## Q25 「全身性障害」に該当する18歳以上の障害者の移動支援について

全身性障害の障害者の方から、長時間に渡る移動支援の希望があった場合、どのような提供方法になりますか。

- A 1日に3時間以上の支援を行う場合は「重度訪問介護」に該当する場合があります。その場合は「移動支援」ではなく、「重度訪問介護」の利用が優先されますので、担当の相談支援専門員にご相談ください。  
なお、「重度訪問介護」の対象者ではなく、その他の障害福祉サービスにも該当しない場合は、移動支援の利用が可能です。

※このQ&Aは、令和6年9月1日現在の移動支援事業の考え方をまとめたものです。今後の障害福祉サービス内容の変更や、事業の見直し等により変更となる場合があります。

## 10 移動支援事業費用額単価表等

### 1) 移動支援事業費用額単価表（令和6年4月1日改定）

区分	基準単価	適用	
区分1	510円/30分	身体障害者・児（3級以下）、児童相談所の意見書等により屋外での移動に著しい制限のある児童、精神保健福祉手帳（3級）所持者又は同等と認められる者	※1
区分2	760円/30分	身体障害者・児（2級）、知的障害者・児（療育手帳B判定）、精神保健福祉手帳（2級）所持者	
区分3	1,010円/30分	視覚障害者、四肢のいずれにも障害がある肢体不自由2級又は同等と認められる者、知的障害者・児（療育手帳A判定）、精神保健福祉手帳（1級）所持者	※2
全身性	2,580円/30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>四肢のいずれにも障害がある肢体不自由1級又は同等と認められる者</li> <li>障害支援区分4以上相当と認められ、さらに、二肢以上に麻痺があり、かつ、認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者</li> </ul>	
車両移送型	550円/片道	法第5条の短期入所を利用する場合の送迎支援 ただし、屈足わかふじ園については、1,840円/片道とする。	

※1 区分1、2の適用者であっても複数利用希望者が揃わず、個別支援型のサービス提供を行った場合は、区分3の単価を適用することができます。

※2 区分3の適用者であっても本人及び事業者の双方がグループ支援可能と判断した場合は、区分1、2を適用することができます。

### 2) 日中時間帯以外に加算の算定

夜間～午後6時から午後10時まで	100分の25に相当する額
深夜～午後10時から午前6時まで	100分の50に相当する額
早朝～午前6時から午前8時まで	100分の25に相当する額

※ 区分1、2、3への適用、計算方法は次ページの記載例をご参照ください。

### 3) 様式等

- ① 地域生活支援事業給付費 明細書（様式第13号）
- ② 移動支援事業サービス提供実績記録票（様式第14号の1）
- ③ 地域生活支援事業給付費 請求書（様式第12号）

※ 次ページの記載例をご参照ください。

※ 様式は帯広市ホームページからダウンロードできます。

地域生活支援事業給付費 明細書

( 移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業 )

令和 6 年 8 月分

受給者証番号	0 0 0 0 0 1 2 3 4 5	事業所番号	0 1 0 0 0 0 0 0 0 0
支給決定障害者等氏名	帯広 太郎	事業者及びその事業所の名称	帯広ヘルパー株式会社 〇〇〇事業所
支給決定に係る障害児氏名			

費用の額計算欄	サービス内容	算定単価	算定回数	当月算定額	摘要
		移動支援(個別)	1,010/30分	2	2,020
	令和6年4月1日改定				
	・個別支援(区分1,2,3全て) (日中) ⇒ 1,010円/30分 (夜間) ⇒ 1,260円/30分 (深夜) ⇒ 1,520円/30分 (早朝) ⇒ 1,260円/30分	・グループ支援(区分1,2) ※支援者1人につき利用者2名 (日中) ⇒ 760円/30分 (夜間) ⇒ 950円/30分 (深夜) ⇒ 1,140円/30分 (早朝) ⇒ 950円/30分	・グループ支援(区分1) ※支援者1人につき利用者3名 (日中) ⇒ 510円/30分 (夜間) ⇒ 640円/30分 (深夜) ⇒ 770円/30分 (早朝) ⇒ 640円/30分		
	費用額の合計			2,020	①

利用者負担額等計算欄	利用者負担額等の内訳		当月算定額	受給者証記載の上限額を記載
	利用者負担上限月額		0	②
	他のサービスに係る利用者負担額内訳	サービス名及び金額 ・地域生活支援事業(移動・日中・訪問入浴) _____円A ・国の障害福祉サービス(居宅・重度訪問・生活介護・児童デイ短期入所・GH・CH・通所・その他 _____) _____円B	0	③
	徴収可能額		0	④(②-③) 負の値の場合は0円
	利用者負担割合 10%・5% (該当を○で囲む) による負担額		202	⑤(①×負担割合)
	決定利用者負担額		0	⑥(④⑤の内少ない方の額)

受給者証記載の上限額を記載

把握している場合は記載

請求額 ①-⑥ 2,020円

地域生活支援事業の  
受給者番号を記載し  
てください。

令和6年 8月分

移動支援事業サービス提供実績記録票

受給者証番号	0000012345	支給決定障害者等氏名 (児童氏名)	帯広 太郎	事業所番号							
障害種別	精神	区分	区分 2	0	1	0	0	0	0	0	0
契約支給量	10時間/月			事業者及び その事業所		帯広ヘルパー株式会社 000事業所					

日付	曜日	サービス内容	移動支援計画			サービス提供時間		算定時間数 (回数)	派遣人数	適用区分	サービス提供者欄	利用者確認欄
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間					
1	月	個別支援	12:00	13:00	1:00	12:00	13:00	1:00	1	3	印	印
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
合	計				1:00			1:00				

1 枚中 1 枚目

地域生活支援事業給付費 請求書

( 障害者 ・ 児童 ) 該当を○で囲む 区分ごとに別葉

帯広市長 ○○ ○○ 様

請求金額	十億			百万			千	2	0	2	円	0
------	----	--	--	----	--	--	---	---	---	---	---	---

内 訳	令和		6	年		8	月分						
	請求事業名							明細書件数	金額				
	<input checked="" type="checkbox"/> 移動支援事業							1	2,020				
	<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業												
	<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業												
合 計													

事業名の何れかにチェック、件数、金額を記入。

上記のとおり請求します。

令和6年 9月10日

事業所番号	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
請求事業者	住所 (所在地)	〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地									
	電話番号	0155-65-4147									
	名称	帯広ヘルパー株式会社									
	職・氏名	代表取締役 十勝 一郎 <span style="float: right; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>									

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 信用組合	店
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ	希望される口座の情報を記入してください。	
口座名義		